

新型コロナウイルス感染症の影響で私たちの賃金・労働条件はどうなる？ 「2020人勤期」のとりくみを確かなものに ～今こそ、未加入者とともに分会会議・学習会の実施を～

福岡県 教育新聞

福岡市東区馬出4丁目12番22号
福岡県教職員組合
TEL(092)631-4611
編集発行責任者/藤井 隆晴

福教組
ホームページ
http://ftu-net.jp

勧告に向けたスケジュールが ずれ込む影響を懸念

多くの組合員が不安にかられているに違いない。例年の8月であれば、すでに2020年度人事院勧告が出されている。しかしながら、20年度は、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、勧告に向けたスケジュールが大幅にずれ込むこととなっている。(下表参照)

例年のとりくみである「人勤期方針説明・学習会」は中止、「人勤期中央行動」はネット署名に変更となり、地公労(注1)や公務労協(注2)として行う交渉も大幅に日程を遅らせての実施となった。6月末に実施されるはずの職種別民間給与実態調査が、7月になってようやく「一時金等」のみの調査として先行開始され、その後、事業所訪問による「月例給」の調査が後追いとなって行われているといった状況だ。

新型コロナウイルス感染症の影響により、学校の業務は確実に増大した。自身の感染リスクを心配する間もなく、子どもたちの感染防止を最優先に考え、対策に努めながら懸命に業務につく教職員がほとんどだろう。朝の健康チェックや消毒作業などを理由に、勤務時間が曖昧になってしまっている学校も多い。

子どもたちの安心安全を確保するために使命感と責任をもって奮闘している教職員のモチベーションを維持していくために、適切な賃金労働条件の改善は不可欠だ。そのためには、人事委員会勧告に向けたとりくみを確かなものにしていく必要がある。

九州地区公務労協として 人事院九州事務局長交渉を実施

8月17日、人事院九州事務局長に対し、公務労協として、要求書を提出した。福教組からは、坂本執行副委員長が参加した。

今回の要求ポイントは以下の通り。

○賃金について

月例給については、職員の月例給与の水準の維持を最低とし、一時金については、職員の生活を守る支給月数を確保すること。

○労働条件について

・客観的な勤務時間管理と超過勤務の検証及び対策
・介護休業制度の整備
・妊娠、出産、育児休暇制度の改善 など

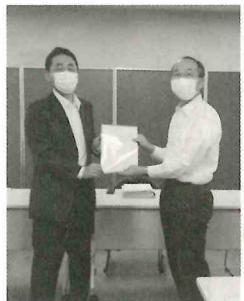
○新型コロナウイルス感染症への対応について

職場の実態を踏まえた感染防止や安全確保を強化し、労働条件を改善すること。

非常勤職員等の制度 及び待遇改善について

・非常勤職員等の給与を引き上げ、待遇の改善に努めること

九州地区公務労協藤田議長からは、わたしたちの働く意欲を損なうことなく、誇りをもって業務を遂行できるように勧告となるよう人事院に働きかけてもらいたいと要請した。



県職労 (注1) 福教組・高教組・法人職員、政府関係企業職員などがつくる労働組合の協議会組織。日教組、自治労・全農林・林野労組など

月	勧告までの流れ(国や県)	福教組が参加するとりくみ	2020年度の流れ
4		○人事委員会事務局長交渉	
5	○民間給与実態調査(月例給および一時金)		
6		○人勤期方針説明・学習会(20年は中止)	○人事委員会事務局長交渉(6/22)
7		○人事院九州事務局長交渉	○民間給与実態調査(一時金)
8	○人事院勧告	○人勤期中央行動(20年はネット署名に変更)	○人事院九州事務局長交渉(8/17)
9	○県人事委員会勧告	○人事委員会交渉	○民間給与実態調査(月例給)
10		○県知事・県教委に要求書提出	★9/10時点では、10月以降の見通し
11	○労使合意	○副知事交渉	★9/10時点で要求書提出、交渉等の日程は、10月以降の見通し
12	○12月県議会議決(プラス勧告であれば差額支給)	○県教委団体交渉	
1		○副知事交渉	
2	○民間の春闘開始		
3		○連合春闘総決起集会	
		○副知事・教育長交渉	

労使合意の過程がしっかり守られるように求めています。学校現場で働く教職員みんなでしっかり学習し、理解しておきましょう！

「10万7539円」

この金額は何だと思えますか？ これはわたしが初任者の12月28日に手にした「差額支給」です。

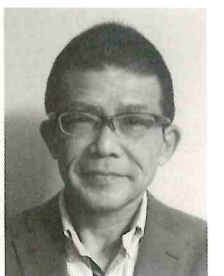
私は1988年採用です。で、バブル経済真っ只中で、当時の賃金も上昇傾向。12月には10日に期末勤勉手当、21日に月例賃金、28日に差額と三回も収入があり、満ち足りた。

しかし、どうして差額なんているものがあるのでしょうか？ もちろん、そんなことは知っていませんが、いまさら人に聞けない人、本当に知らない人もいるのではないのでしょうか。そこで賃金がどのように確定しているのか、あらためて確認していきたいと思えます。

本来、賃金は労使交渉によって確定させていくものですが、日本では、1948年の国家公務員法の改悪により、公務員のスト権が奪われたことで、労働基本権が制約されています。その代償機関として設置されたのが人事院です。人事院は、民間給与実態調査を毎年実施し、民間企業の賃金実態把握と官民の比較を行い、国家公務員の賃金(月例給・一時金(期末勤勉手当))を国に勧告します(人事院勧告)。この人

自分の賃金の 決まり方を知ろう！

福教組執行副委員長
坂本 尚之



事院勧告に基づいて、国家公務員の賃金・一時金が毎年確定していきます。一方、地方公務員の賃金は、国の人事院勧告をふまえ県人事委員会が県知事に勧告し、県議会が決定します。わたしたち市町村立学校の教職員は県費負担の地方公務員ですので、この県議会で議決されたことで、賃金が確定します。

民間企業では、春闘といって、こうした賃金確定の労使交渉が春に行われます。しかし、地方公務員の場合は、民間給与実態調査・人事院勧告・県人事委員会勧告・県議会議決を経て、その年の賃金が確定するのは12月です。つまり4月・12月までは、勧告前の賃金・一時金しか支給されていないので、12月末にこの分がさかのぼって支給されるのです。これが年末の「差額支給」です。では、私たち福教組をはじめとする公務員労働組合は、賃金確定に向けてどのように運動をすすめているのでしょうか？

人事院勧告に向けては、公務労協で人事院九州事務局長交渉を行い、中央に声を届けてもらうよう行動しています。次に県人事委員会勧告に向けては、地公労で、人事委員会交渉をおこないます。さらに知事部局に対して人事委員会の勧告通りに賃金改定を行うよう地公労で交渉するとともに、教育現場独自の要求実現のために

県教育長に対して福教協(福教組・高教組)で交渉を行っています。

さて、労使交渉がなかったら、賃金はどのように確定していくのでしょうか？財政難であれば、国や県は安易に賃金削減(人件費抑制)を進めることでしょうか。しかし、こうして毎年、労使交渉を行っているわけですから、国も県も労働組合(労働者)の声を無視することはできないのです。また労働条件の改善のために声をあげていったことで、さまざまな権利を獲得してきているのです。自然に賃金・期末勤勉手当や労働条件が向上したりすることはないので。

わたしたちが、こうして賃金が決まっていっていることを自覚していることはとても大切だと思います。

新型コロナウイルス感染症の関係で、今年は民間給与実態調査が遅れており、例年なら8月におこなわれる人事院勧告もまだ行われていません。今、わたしたち公務員は、新型コロナウイルス感染症への対応のために、さらに豪雨災害のあった地域においては、住民の命と暮らしを守るために必死で奮闘しています。今後も現場の声を交渉の場で伝えていき、みんなのモチベーションを維持するような賃金・労働条件の改善が図られるようとりくんでいきます。

教職員が職場で語り合いながら 子どもたちと向き合っていくことが大切

養護教員部副部長 村田 しおり



美紀さん(前日教組養護教員部副部長)より、「養護教員部の歩みを振り返る」これからの養護教員は?」(新型コロナウイルス感染症対応の中で考える)という演題で話していた。また、

○これまでの養護教員部の歩みのなかで、身分の確立や全校配置のとりくみをしてきたこと。

8月29日(土)、養護教員部は、県教協養護教員部学習会を開催しました。

○健康診断のとりくみでは、特に色覚検査について「遺伝子に関わる検査であり、色覚の問題は人権問題である」ととらえること。

午前中は、江崎部長の基調報告があり、新型コロナウイルス感染症の影響で集まることの難しいが、ひとりでも多くのなかまをつながり、おかしいことに気づくための学習を積み重ね、学んだことをまわりの人に伝えていくことを確認しました。

○インフルエンザ集団予防接種廃止の流れをふまえ、現在のワクチンの状況やHPVワクチンの新たな動きも注視しておく必要があること。

○さまざまな健康施策が教育の現場に入ってきており、その中でもPHR(個人に関する健康の記録)の仕組みを国が推進しているが、健康の情報を経済戦略に活用しようとしているので、その動きを注視していかなければならないこと。

また、日教組養護教員部長の菅谷宝子さんより、健康診断の状況や健康日本21などに関わって医療行為が学校に入ってきている現状などの情勢報告をしていただきました。

午後から、福岡市教組の原

などについてです。

さらに、「新型コロナウイルス感染症対応の中で、私たちは初めての体験をしている。文科省からの『学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生マニユアル』学校の新しい生活様式(2020)」「文科省8/6改訂」を読み、消毒などに関する部分を行政交渉の資料として活用し、これまでの感染症の歴史の中で学んできたことを教訓にしていかにしていかなければならない。」そして、「これからの『養護をつかさどる』ということとは、その時々で考え方やとらえ方が違ってくる。国が求める養護教員でなく、目の前に向き合っている子どもたちに対してどうあるべきか、試行錯誤し、議論していくことが大切である。」とも話されました。

参加者からは、たぐさんの感想をいただきました。

・久々の学習会の参加で、がんばろうという気持ちに戻ってきた。

・エビデンスなどの正しい情報と子どもを大切にしてい

いくことを大事にしてい

きたいと改めて思った。学校の中で行っていることに迷いがある、声に出していこうと思った。

「基調報告」(養護教員部江崎智子部長)より

「教え子を再び戦場に送るな」のスローガンのもと、今こそ子どもたちの「ゆたかな学び」を保障するために、「どんな小さなことでもおかしいと感じたら、支部・本部に声をあげていくこと」「おかしいと気づいための学習を積み重ねていくこと」「学習したことを発信していくこと」を自覚し行動することが重要だ。「疑わしきは用いず」「教育の現場に医療は持ち込まない」「薬にたよ

る健康教育はしない」ことを確認しましょう。

新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、各学校で人権学習が積極的にすすめられていま

す。見えないものへの不安からくるおそれ、偏見、差別に対して、私たちがこれまで「つどいあい・まなびあい・かたりあい」を重ねてきたことをもとに周りの人とさらにつながり、一人ひとりが大切にされる社会をつくっていきましよう。(抜粋)



支部長・書記長会開催

日教組特別執行委員の古賀千景さんが講演

8月22日(土)、福岡リーセントホテルにて支部長・書記長会を開催した。日教組から古賀千景さんを招き、「働き方改革をめぐる現状と課題」について学習を行った。

古賀さんは、「すぐに実現とはいかないが、目指すは『20人学級』と訴えた。私たちが臨時休業中に実感した、少人数学級実現の必要性。社会全体に、感染予防も含め、身体的な密を避けるべきだ」という価値観が広まっている今こそ、しっかりと訴えていくべきである。

組合としては、「改正給特法」第7条関連の施行に向けた各自治体の条例制定に際し、超過勤務上限時間の最低が「年360時間、月45時間」でなければ、さらなる時間の縮減を求めていかなければならない。

そして、その長時間労働は正が実際に可能となるような具体的な業務の削減、人員配置を求めているという提言があった。

その後、古賀さんがこだわってとりくんできたことの一つでもある臨時採用教職員の労働実態についての指摘があった。文科省が変形労働時間制導入の資料としているデータには、臨時採用教職員の労働実態、病休や離職の実態が含まれていないのではなか、臨時採用など関係なく学校で働くすべての教職員の実態を示すべきではないかというものだ。

私たちは、今一度、学校現場で働くすべての仲間とともに、情報を共有し、学習を深め、「真の働き方改革」の実現に向けて、とりくみをすすめるなければならない。そのためにも、分会会議や職場闘争など、分会、支部、福教組としての「見える」活動は不可欠だ。

講演の最後に古賀さんが送ったメッセージは、「教職員が気持ちにゆとりをもつて子どもたちと接することができる学校にしていましよう。」という言葉だった。



災害復興・支援に向けて より一層の連帯を

8月17日(月)、20日(木)の両日、7月の豪雨によって大きな被害を受けた大牟田市内の各所で行われている被災地救援ボランティアに、福

教組からも、青年部4人を含めた6人が参加した。参加した組合員は、猛暑の中、休憩と水分補給をこまめに取りながら、安全を第一に、お互いの声を掛け合って作業を行った。公民館の床下で浸水してしまった道具を片付けたり、道路の側溝にたまった泥をすくったりと作業もさまざまだった。無事に作業を終える事が出来た。

また、8月下旬には、兵庫県教組から九協に対して、岡山県教組から福教組に対して、それぞれ7月豪雨に関する災害見舞金届けられた。これには、1995年の阪神・淡路大震災から、各県教組どうしが互いに支援を重ね合ってきたという経緯がある。

毎年各地で、人命に係わるような災害が起きている。私たちは、自然を大切に。一方、その脅威としつかりと向き合って、生活を成り立たせていかなければならない。だからこそ、働く者や生活者の立場から、すべての仲間と連帯し、力を

結果として、さまざまな難局を乗り越えていくためのとりくみをすすめることが必要だ。



例年とはひと味違う 魅力ある県教研集会に

20年度の教育研究福岡県集会(10月24・25日)は、新型コロナウイルス感染症防止のため、県内各地の施設を利用し、人数制限を設けたうえで分散開催とした。

各分科会とも傍聴者はなしで、専門委員、共同研究者、69次全国教研正会員、そして各市教組・支部からの正会員の参加で行う。

今回は、厳しい条件の中での開催となるが、「レポートがなくても、ぜひ『正会員』として参加を」と呼びかけている。子どもたちの「ゆたかな学び」を保障するために地道に練り上げ、積み重ねた実践。厳しい状況が続く学校現場での教職員の奮闘ぶり。これからの教育のあり方・方向性など、さまざまな視点から議論を深めていきたい。そのためにも、例年以上の人数の「正会員」参加を、そして「継承・発展」を意識した熱い議論が展開されることを期待している。

「オンライン」 を考える

以前、子どもたちの間でメールによる陰湿ないじめが起



り、その指導に追われることがよくありました。便利だけどやっかいな時代になったものだと思います。

3学期、高校受験を迎え、学級には緊張感がみなぎります。入試を終えて登校してきた子どもたちの生活記録をさつそく読んでみます。すると入試前夜子どもたちの間で応援メールが飛び交い、励ましあっていたことがわかりました。その時あらためて子どもたちはネットの時代を生きているんだなあと感じました。

今、オンラインでの学習や子どもたちの心のケアがクローズアップされています。すべての子どもが活用できる条件整備やメディアリテラシー教育が大事な

はもちろんだと思

います。その上で、これまで人権教育、教研活動で培ってきた集団づくりや学力保障のとりくみが、オンラインを活用することですさらに進んでいくという新たな実践をめざす時が来ていると思います。

人権教育、教研活動で培ってきた集団づくりや学力保障のとりくみが、オンラインを活用することですさらに進んでいくという新たな実践をめざす時が来ていると思います。